

「現憲法無効論を主流にできるのか？」

●斎藤一さんからの質問

先生は少し前、新無効論の南出氏の紹介議員という形で、参議院に「現憲法及び現皇室典範無効請願」を提出されましたが、今後、自民党若しくは国会の中で、どの様に現憲法論を主流・常識にして行かれるおつもりでしょうか？

●西田昌司の答え

自民党は党是として自主憲法制定を謳っています。自民党は平成24年に日本国憲法改正草案を発表しました。私も起草委員の一人です。この草案は現行憲法よりもずっと良いものだと思いますし、平成17年に中曽根元総理が会長を務める世界平和研究所が発表した憲法改正試案よりも格段に良くなっています。しかし本当は、国民に「現行憲法は無効である」と気付かせることの方が重要なのです。

現行憲法は占領中にGHQによって作られました。この過程についてはNHKドラマ「負けて、勝つ～戦後を創った男・吉田茂～」で触れられています。占領中に歴史観・価値観・法体系の全てが変えられてしまいましたが、占領国が一方的にそのようなことをするのはおかしい、と当時の人間は思っていました。しかし、そのような経緯で作られた憲法であっても、戦後70年近くも経ってしまい、これを無効とするのは大変なことに感じられるかもしれません。「現行憲法が無効であるならば、参議院議員である西田昌司の存在を否定することになってしまうではないか。現行憲法が無効との主張は法律論的に無理がある。現行憲法を改正する方が現実的だ」との意見もよく聞かれます。（明治憲法下の帝国議会は衆議院と貴族院の二院制で、参議院はありませんでした。）確かに法律論で考えると、そのような意見にも領け

ます。しかし、私があえて無効論を主張するのは、「憲法は法律ではあるが、国体・国柄を表すものであり、法律以前の存在である」からなのです。

世界各国の憲法を見ると、憲法典として制定された成典憲法と、そうではない不成典憲法があります。イギリスは不成典憲法を持つ国家の代表例です。イギリスの憲法は、マグナカルタを始めとする複数の成文法が大部分を占めますが、一部に慣習に基づく不文法を含んでいます。成文法によってだけでなく、長い歴史の中で築かれた慣習も憲法だ、という考え方もあるわけです。日本の場合は、聖徳太子の作った十七条憲法、鎌倉時代の御成敗式目、江戸時代の武家諸法度のようなものはありませんでしたが、はっきりと憲法という形のものを持ったのは明治時代になってからです。

江戸時代にペリーが日本にやって来て、日本は無理やり開国させられました。日本は関税自主権を放棄させられ、治外法権を認めさせられるという不平等条約を結ばされました。日本が対等な関係を要求しても、「日本は三等国だ。きちんとした統治の仕組みもないし、議会や憲法もないではないか。われわれ先進国と対等な関係になる資格はないんだ」と相手にされませんでした。そこで日本は帝国議会や明治憲法を作り、鹿鳴館のようなものを建てて外国人を招いて日本の文化水準の高さをアピールしました。日清・日露戦争に勝利して先進国の仲間入りを認められ、1911年によく関税自主権を回復しました。明治憲法は、日本を自立させて、外国と対等な立場を得るための手段として作られました。

明治憲法の第一条には「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、第三条には「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあり、一般には封建的だと思われていますが、実は至って民主的です。表現の自由や報道の自由等の国民の権利については、現行憲法と比べても遜色なく保障されていますが、と同時に「日本の伝統の中で認められてきた範囲内での自由や権利」という道徳を前提にした謙虚な精神もあります。しかし、現行憲法は「生まれてきた限りは、自分の意思によって自由に生きられるべき」という天賦人権論的な立場をとっており、自らの権利ばかりを主張する利己主義の蔓延を招いてしまい

ました。明治憲法は当時の日本だけでなく、現代の日本にも十分に通用する常識的なもので、私は明治憲法が日本の憲法として一番ふさわしいと思います。但し、天皇が陸海軍の統帥権を持っていたので、帝国議会が軍部を抑えられなかった、という歴史的事実があり、この点は直さなければなりません。他にも、貴族院の代わりに参議院の規定を加える等をしなければなりません。明治憲法を元に現代の日本にふさわしい憲法にすればよいのです。現行憲法は占領中の主権のない時代にGHQによって押し付けられた占領基本法であり、占領が終われば本来は無効となるべきものです。

「現行憲法は制定過程に問題があり、憲法としての資格は無いというのは分かるが、しかし戦後約70年もそれを憲法として扱い、それに基づいて様々な法律や判例ができていることをどのように解釈したらよいのか」という矛盾を法律論で解決しようとする、現行憲法の改正という形になってしましますが、それをやってしまうと、占領中にGHQが行った不正義を、主権を回復した現代において正式に認めたことになってしまいます。そうすると明治憲法は本当に失効し、過去からのつながりを日本人自身が否定してしまいます。国民一人ひとりが戦後の出鱈目に気付かなければ、真の戦後体制からの脱却は叶いません。迂遠に思えても国民に時間をかけて問題点をしっかりと説明すれば、国民の大半が現行憲法は憲法の資格がないと思うはずですし、その時にこそ現行憲法の無効を宣言できるのです。

国民に現行憲法無効論が広まるには数十年はかかるでしょう。それまでの間、現実の危機を回避するために、二つのことをせねばなりません。一つ目は、現行憲法下でも集団的自衛権の行使は認められる、という憲法解釈をすることです。歴代の自民党政権や民主党政権は、現行憲法下でも集団的自衛権を自然権として我が国は有しているが、その行使を現内閣ではしない、という答弁を繰り返してきました。これをもう一歩進めて、集団的自衛権の行使の容認を宣言し、現在日本が陥っている安全保障の隘路から抜け出すのです。後は、自衛隊がきちんと機能するように一般法で整備すればよいのです。憲法解釈を変えることにより、憲法改正と同等の効果をもたらすことができます。

二つ目は、皇室典範の原状回復です。GHQは皇室典範を書き換えて、明治天皇の子孫以外の旧皇族は臣籍降下させられてしまい、現在、皇統断絶の危機に瀕しています。日本の国柄の象徴は絶対に途絶えさせてはなりません。臣籍降下を取り消すことにより、男系皇統の維持は確実なものとなります。本来皇族であった方々も、二世代に渡り一般市民として暮らしてこられました。当事者の意識や事情も考慮する必要があるでしょうが、原状回復が本来の筋でしょう。これら二つのことをすれば、安全保障の確保と皇統維持という最大の難問を解決できます。現行憲法改正の手続きを経る必要はなく、内閣の意思と衆参両院の議決で可能になります。

私が憲法や皇室典範について執拗に原状回復を主張するのは、物の道理として当然だからです。憲法は国体・国柄を表すものであり、その国のモラルや価値観に基づいて語られねばなりません。このような原則を忘れて、現実の問題に対応するために九十六条の発議要件を緩和して現行憲法を改正してしまうと、後々もっと大きな齟齬が生じてきます。特に国柄や歴史に関することは、将来の日本人に決定的な影響を与えかねません。目先のことにとらわれて拙速に対応すると、後で取り返しのつかないことになってしまいます。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>